

定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。



対象者

町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日から令和11年3月31日までに居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
※空き家など中古住宅を購入した場合も対象となります。
※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合、町税などに滞納がある場合、過去にこの奨励金の交付を受けたことがある場合は対象となりません。

奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が対象となります。
土地	対象住宅が建築された土地で330m ² まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

交付期間 対象住宅の固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

申請期限 対象住宅の奨励金交付対象年度の固定資産税が課された日から起算して5年以内

例)令和2年4月1日に課税された場合の申請期限は令和7年3月31日まで

申請手続き 固定資産税が課税された後に申請できますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

申請に必要なもの

- 上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- 新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- 登記事項証明書
- 公課証明書

●申請・問い合わせ先 企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)

- 町外からの転入者は世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(転入前の市区町村で取得したもの)
- 他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- その他町長が必要と認める書類

民間賃貸住宅建設促進事業補助金のお知らせ

民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を図るために、アパートなどの賃貸住宅を建設する個人または法人に対して、建設費用の一部を補助します。



対象者

- 町内に賃貸住宅を新築する個人または法人でその所有者となるもの
- 国、県、その他団体などから本事業と重複する助成を受けていない等

補助金額 建築工事及び外構工事に要する経費 1戸あたり100万円、上限400万円(予算の範囲内)

対象となる民間賃貸住宅

- 戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の一般向け共同住宅・長屋
- 各戸の床面積(共用部分を除く)が25m²以上
- 各戸に玄関、トイレ、浴室、台所、給湯設備を備えていること
- 各戸に専用駐車スペースが1台分以上確保されていること
- 補助を受ける対象者(2親等以内の親族を含む)が、自ら入居するためのものでないこと
- 補助金の交付を受けた日から10年間は用途の変更、または取壊してはならないこと
(災害などの理由により民間賃貸住宅として管理することが困難であると町が認めた場合を除く)

申請手続き 補助金を受けるためには、着工(建築確認申請)前に事前協議が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先 企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

スズメバチ駆除費補助金について

スズメバチによる危害を防止し、生活の安全とよりよい環境づくりのため、スズメバチの巣を駆除する方に対し、駆除費用の一部を補助します。スズメバチによる被害でお困りの方はぜひご利用ください。

ただし、事前に現場を確認しますので、巣を駆除する前に住民課へご連絡ください。

■交付申請 事前確認後、巣の駆除日から30日以内または当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに交付申請書を提出

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)



■対象となる巣

町内にあるスズメバチが活動している巣

■対象者

巣がある建物や土地を所有、管理、または使用している方

※駆除業者により駆除されたものが対象です。

※緊急時は自治会長が申請することができます。

■補助金額

駆除費用の2分の1相当(上限額:6,000円)

有害鳥獣捕獲計画と実績について

上毛町の捕獲員による有害鳥獣捕獲を令和6年5月7日～令和7年3月15日(ただし、12月23日～1月5日は除く)に行います。

また、この期間内の土曜日、日曜日、祝日には銃による有害鳥獣捕獲も随時実施します。安全には十分注意をしておりますが、事故防止のため、山に入る際には、十分お気をつけください。なお、日曜日の一斉捕獲は例年どおり、カラス・ドバト・シカ・イノシシを対象に駆除を行います。その際には無線放送であらかじめお知らせします。※カラスが多く発生している場合でも近くに人家があれば、銃による駆除は法律により禁止されていますので、皆様のご理解をお願いします。

鳥獣被害対策の基本は3つのポイントを押さえること

- 鳥獣の捕獲 積極的に捕獲をすることで個体数を減らします。(捕獲には原則として免許が必要です)
- 柵の設置 農地への侵入を防ぐには侵入防止柵の設置が不可欠です。また、設置後は定期的なメンテナンスで効果を持続させましょう。
- エサ場をなくす 農作物や放任果樹、生ごみなど、あらゆるもののが野生鳥獣を引き寄せるエサとなります。

万が一、野生のイノシシを発見した際は、むやみに近づいたり、攻撃したりせず、すぐに建物内に避難してください。

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

銃による有害鳥獣捕獲

■実施期間

5月7日～10月14日

(土曜日、日曜日、祝日のみ)

10月15日～令和7年3月15日(随時)

令和5年度有害鳥獣捕獲実績

令和5年5月8日～令和6年3月15日を捕獲許可期間と定め、獣友会の協力を得て、有害鳥獣の捕獲を行いました。

農林産物被害の軽減のため、本年度も引き続き捕獲を実施しますので、皆様のご理解と協力をお願いします。

獣種	捕獲頭数	前年度比
イノシシ	86頭	△164頭
シカ	319頭	+42頭
カラス	66羽	△4羽
アライグマ	38頭	△13頭
タヌキ	4頭	△3頭
アナグマ(ジグマ)	5頭	△20頭
その他(イタチ等)	12頭	△1頭

安全・安心な農作業の実施について

農業者の皆様においては、次のことに注意して農作業を行ってください。
また、気温が高くなると熱中症になる危険性もあることから、水分補給やこまめな休憩などの熱中症対策を徹底し、余裕を持った作業を心がけてください。

- 農業機械の作業を中断するとき(機械の点検など)は必ずエンジンを止める。
- シートベルトなどの安全装備の設定や保護具の着用を徹底する。
- 農業機械の作業前に周囲の確認を行う。
- 農業機械の定期的な点検・整備を行う。
- 大雨や強風の際はほ場の見回りはせず、おさまた後も危険な場所には近づかない。
- 稻わらなどはできるかぎり堆肥や敷きわらなどへの利活用を検討する。
- 農業機械による作業後、機械に付着した泥を落としてから道路を走行する。

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

